

手話を通じたささえあい活動への助成金交付要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現するため、ろう者とろう者以外の者の手話を通じて交流し、ろう者の社会参加を促進を支援する者に対し、当該事業に要する経費を予算の範囲内で補助金として交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる者は、長野県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体で、知事が認めるものとする。

(事業の種類並びに交付対象経費及び補助率等)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。

事業の種類	交付対象経費	補助率等
ろう者とろう者以外の者の手話を通じた交流活動や地域の防災活動。(以下「交流活動」という。)	第2に規定する団体が、交流活動の実施に要する経費（報償費、旅費、需用費（食糧費は除く）、役務費、使用料及び賃借料)	10/10以内 (1団体あたり70千円を上限)

(補助金交付の条件)

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に報告してその承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保存しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第5 第4（1）に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助対象経費の20%以内で増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更がなく、やむを得ない事由により補助金額を20%の範囲内で減額する場合

(補助金交付申請書等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、手話を通じたささえあい活動への助成金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 手話を通じたささえあい活動への助成事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業に係る収入支出予算書又はこれに準ずる書類
- (3) 交流事業に係る広報表示がされた成果物又はこれに準ずる書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書等)

第7 第4の規定により承認を受けようとするときは、次に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 手話を通じたささえあい活動への助成事業計画変更承認申請書(様式第3号)
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき 手話を通じたささえあい活動への助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

2 前項第1号の手話を通じたささえあい活動への助成事業計画変更承認申請書には、変更後の第6第2項に規定する関係書類を添付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、手話を通じたささえあい活動への助成事業補助金交付申請取下書(様式第5号)を補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書等)

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、手話を通じたささえあい活動への助成事業実績報告書(様式第6号)によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 手話を通じたささえあい活動への助成事業実施報告書(様式第7号)
- (2) 手話を通じたささえあい活動への助成事業収入支出決算(見込)書又はこれに準ずる書類
- (3) 写真等交流事業の実施状況が分かる書類
- (4) 交流事業の実施に要した費用に関する支出証拠書(請求書や領収書等の写し)

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して20日を経過した日とする。なお、補助事業を3月に実施した場合は、当該事業実施年度の3月末日をもって提出期限とする。

(補助金の交付請求)

第10 補助金の交付を請求しようとするときは、手話を通じたささえあい活動への助成事業補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出して行うものとする。

(事前着手)

第 11 補助事業者は、補助金交付の決定があった後でなければ当該事業に着手してはならない。ただし、事業の性質から知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、前項ただし書に該当する場合であって、補助金交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、手話を通じたささえあい活動助成事業事前着手届（様式第 9 号）を知事に届け出るものとする。

(申請書の様式)

第 12 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。